

教 訓

1 平素からの地方自治体等との連携の重要性の再確認

国民の財産である自衛隊を国家防衛のみならず、平素の地方自治体等の能力を 超える災害等の際に有機的・効果的に運用するためには平素からの連携が重要であることは論を待たないが、今回はその重要性を図らずも証明することとなった。

- (1) 関係機関等の能力に応じた役割を明確にした具体的且つ実効性ある計画の作成
- (2) 計画作成段階における綿密な調整
- (3) 協同・統合・総合化された防災計画の策定
- (4) 自衛隊等の救援活動に使用可能な地域の事前計画
- (5) 共通の地図の使用、防災地図の事前配布による共通認識の醸成
- (6) 災害派遣に必要な経費に関する事前協定の締結
- (7) 医療支援に関する基本的な協定書の締結
- (8) 災害派遣用資・器材の準備と保管
- (9) 連絡・調整要領に関するシステムの確立
- (10) 関係機関相互の抗堪性ネットワークシステムの確立と代替手段の保持
- (11) 通信施設を含む相互の連絡・調整用施設の準備
- (12) 実効性ある総合的な協同訓練
- (13) 本部訓練の充実

2 災害派遣時に付与されるべき権限について

自衛隊にとっても今回のような大規模災害対処を体験したことはなく、今回の 災害派遣を通じ法的な諸問題が提起された。それらは逐次に改善されてはいるが・・・

- (1) 災害派遣準備行動の法的地位付けの明確化
- (2) 航空運用上の制約
最低安全高度、場外着陸場、飛行可能区域、
民間空港の使用、臨時着陸場における航空管制
- (3) 車両運行
交通規制、障害物の除去、輸送機関の優先使用、
重車両の移動規制、緊急車両の指定
- (4) 医療支援
被災者に対する医薬品の譲与、救護所の医療法上の位置付、
部内病院での診療上の制約
- (5) 通信構成

有線構成の事前許可、携帯電話等の料金減免、
周波数の増加配当*、中継所用地の取得

* 実際には所要数配当された。

(6) その他

非常用糧食の貸与、被災者に対する天幕の貸与
暖房用燃料の譲与、遺体の搜索収容、
物品管理検査等の免除または延期
土地の使用等

3 今回の災害派遣を通じ有益であった事項

未曾有の災害に対し、中部方面隊としても、部隊運用等に
考え得るあらゆる手を打った。それらの内、今後の
大規模災害対処に有益である事項を抽出した。

- (1) 県庁に設置した連絡調整所による
地方自治体との連携
- (2) 包括的な任務付与による隷下部隊長の
自主積極性の助長
- (3) 実効性ある余震対処計画の作成
- (4) 方面輸送調整所による輸送業務の一元的統・調整
- (5) 隊区担当部隊の活用
- (6) 活動の焦点に合致した作戦室の逐次の整備
- (7) 陸幕、海空自、他方面隊との連携・LO 派遣
- (8) 長期に亘る活動に対する各種措置の一案
- (9) 自衛隊機に対する航空管制と NOTAM の実施
- (10) 伊丹空港の使用
- (11) 応急救援活動に必要な物品の取得

4 災害派遣実施上の問題点等

指揮幕僚活動その他に於いても解決すべき問題点多々あったことは事実である。

- (1) 指揮幕僚活動
 - 状況不明下における指揮幕僚活動
(権限内での自主積極的な活動、行動型の
幕僚活動、現況把握の要領)
 - 増加幕僚の派遣

- 非常勤務態勢と監行災命の関係
- (2) 通信
 - 逐次に拡充する場合の組織的・効率的な通信組織の構成要領
 - 初動段階における重要回線の確保
 - 膨大な通信所要、新旧混在器材相互接続の要領
 - 中継所の管理運営(劣悪な環境)
- (3) 人命救助用資器材の準備と保管要領
(担任、保管要領等)の検討
- (4) 計画的・組織的救援活動のシステムの確立
 - 自治体・ボランティア等との密接な連携
 - 給食・入浴・医療・輸送支援要領の改善
- (5) 倒壊家屋の解体処理
全体計画の策定と処理作業の隘路の積極的
打開方策の検討、粉塵対策
- (6) 展開した部隊の宿营地等
被災者との混在を回避した地域で最小限の
宿営環境の確保
- (7) 広報活動
自衛隊の活動現況の正確な周知

5 その他

- (1) 庁舎・作戦室の抗堪性の確保
(予備発電装置、転落防止措置等)
- (2) 報告等の SOP 化
- (3) 膨大且つ緊急な調達所要に対する措置
- (4) 支援根拠駐屯地の機能強化
(駐屯地内の緊急用の井戸の確保、宿営能力の確保、その他)

部隊展開図(第1期)

